

宇治田原町入札不正再発防止策

令和 6 年 7 月

宇治田原町

はじめに

令和２年１２月に本町の元職員が官製談合防止法違反及び加重収賄容疑で逮捕・起訴され、令和３年６月に有罪判決を受けるという本町において前例のない重大事件が発生し、町政に対する住民の皆さまの信頼を著しく損なう事態となりました。

重大事件発生後、重大事件等調査委員会（第三者委員会）からは、不正事案に関する調査結果や再発防止に向けた方策等についての報告書をいただくとともに、議会の重大事件等調査特別委員会からは、「入札制度の現状と検証」及び「監視機能体制の強化」の観点から再発防止策をとりまとめられ、その報告書をいただきました。

町では、両報告書を踏まえ、「１．入札制度の見直し」、「２．職員の法令遵守と職員倫理の向上」、「３．組織体制の見直し」を柱とする「入札不正再発防止策」を令和３年９月３０日に策定し、その取り組みにより住民の皆さまへの信頼回復に努めてまいりましたが、昨年８月、先の不正事案とは別の事件が発覚し、元職員が再び逮捕されました。

住民の皆さまには、重ねてご心配とご迷惑をおかけしたことに對し、心から深くお詫び申し上げますとともに、改めて全体の奉仕者として、全職員が一丸となって職務に専念し法令を遵守することはもとより、住民の皆さまから寄せられる期待と信頼に応えられるよう自らの行動を律し、倫理観を持って業務にあたらなければならないと考えています。

今回の事件は、入札不正再発防止策の策定前の事件ではありますが、事態を厳しく受け止め、町は過去の建設工事に係る入札の経過等を調査し、第三者による入札監視等委員会において、その調査結果を報告し、内容を確認、協議する中で、令和３年９月策定の入札不正再発防止策の検証を行いました。

ここに、入札不正再発防止策を一部見直し、不正行為を起こさせない制度づくり、意識づくり、組織づくりに役場組織全体を挙げて、引き続き、全力で取り組んでまいります。

令和６年７月１７日

宇治田原町長 西 谷 信 夫

1 入札制度の見直し

① 入札資格者要件の見直し

地域要件を設定する場合は、その目的や要件を明らかにするとともに、新規入札資格者の参加要件の見直し等を行い、入札参加可能業者（概ね10者以上）の確保を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
入札資格者要件の見直し	地域要件の設定（目的、内容等）の明確化及び新規入札資格者の参加要件の見直し等による入札参加可能業者（概ね10者以上）を確保。	令和3年12月

② 公正かつ適正な設計金額の設定

設計金額の設定にあたっては、入札参加予定者の公平性を担保するとともに、仕様書と設計金額のバランスの均衡に努め、公正かつ適正な金額の設定を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
見積りの公平性の担保及び仕様書と設計金額のバランス確保	見積りにより設計金額等を設定する場合は、公平性を担保する観点から、入札参加予定者全員から見積書を徴取。また、設計金額が予算を上回った場合は、予算に見合う仕様書等に見直す。	令和3年10月

③ 情報管理の徹底

職員の故意または過失による情報漏洩のリスクを最小限にするため、回議ファイルの取扱いの厳格化及び指名業者選定調書作成者の限定を行い情報管理の徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
回議書ファイルの取扱いの厳格化及び <u>指名業者選定調書作成者の限定</u>	設計書及び指名業者選定調書を添付した回議書の管理（セキュリティバッグによる持ち回り決裁）及び保管（入札終了まで施錠できるロッカーでの保管）の強化を実施。 <u>なお、選定調書の作成を所管課長に限定。</u>	令和6年7月～ (R3.10月一部実施)

④ 予定価格の公表

土木関係工事等については事後公表とし、単価、歩掛、諸経費率の適用工種等の公表を行い設計書の透明化を図るとともに、建築関係工事（建築、電気、設備等）については事前公表を行い、職員に対する予定価格を探る不正行為の防止を図ります。なお、今後公表による課題が生じた場合は見直すこととします。

事項名	取り組み内容	実施時期
予定価格の公表	土木関係工事等は事後公表とし、単価、歩掛、諸経費率の適用工種等を公表し、設計書の透明化を実施。ただし、建築関係工事（建築、電気、設備等）は、事前公表を実施。	令和３年１０月

⑤ 電子入札の全面導入と入札業者からの誓約書の徴取

電子入札を全面導入することにより、入札参加業者が一堂に会する機会を減少させるとともに、入札不正を行わないとの誓約書を業者から徴取し、談合の抑止を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
電子入札の全面導入等による談合抑止	談合の抑止に向け電子入札を全面導入するとともに、入札業者から不正防止に係る誓約書を徴取。なお、電子入札が困難な物品購入等については、郵送入札を実施。	（誓約書） 令和３年１０月
		（電子入札全面導入等） 令和４年４月

⑥ 談合情報対応マニュアル等の周知及び実施の徹底

談合等入札不正行為に対し告発で臨む姿勢を明確にするため、職員等への「談合情報対応マニュアル」、「職員等の公益通報の処理等に関する要綱」等を周知するとともに、実施の徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
談合情報対応マニュアル等の周知及び実施の徹底	「談合情報対応マニュアル」、「職員等の公益通報の処理等に関する要綱」等の職員等への周知と実施の徹底。	令和３年６月

⑦ 入札不落に係る運用の見直し

入札不落の取扱いについて、再度入札若しくは地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約（いわゆる「不落随契」）とする本来の運用に戻し、競争入札の透明性を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
入札不落に係る運用の見直し	入札不落となった場合の本町の独自手法を、本来の運用方法（再度入札又は不落随意契約）への見直しを実施。	令和3年10月

⑧ 入札参加資格審査の見直し

公平、公正な入札参加者の確保のため、町内に設置する営業所（受任者）の入札参加資格審査について、営業実態等の現地確認を行い、入札参加資格審査の厳格化を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
入札参加資格審査の見直し	<u>町内に営業所を設置する場合の入札参加資格申請に係る審査は、技術者の確認や立入検査など検査・確認の厳格化を実施。</u>	令和6年7月～ (R5.8月～試行実施)

2 職員の法令遵守と職員倫理の向上

① 職員の法令遵守と職務の倫理保持の明文化

職員の法令遵守と職務の倫理保持について明文化し、住民への誓いといった形で繰り返し徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する宣言並びに条例の制定	職員の法令遵守と職務の倫理保持に関する住民への誓いを明文化するため宣言並びに条例を制定。	令和4年10月

② 職員のコンプライアンス研修の実施

職員のコンプライアンス意識の向上、意識の持続を図るため、外部講師による職員のコンプライアンス研修及びコンプライアンスに係るアンケートを行います。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員研修及びアンケートの実施	職員のコンプライアンス意識を向上、意識の持続を図るため、外部講師（公正取引委員会等）による職員のコンプライアンス研修及び定期的なコンプライアンスに係るアンケートを実施。	令和6年7月～ (R3.10月一部実施)

③ 職員行動指針の策定及び運用

職員と業者との接触のあり方について見直し、組織としての対応を徹底できるような行動指針を策定し適切な運用に努め、職員のコンプライアンスの徹底を図ります。

事項名	取り組み内容	実施時期
職員行動指針の策定及び運用	・ 職員の行動指針を策定し、情報漏えい防止等を講じるとともに、コンプライアンスに関する職員相談・指導等を行うコンプライアンス相談員を各所属に配置。 ・ <u>職員行動指針の運用徹底（職員の単独行動制限、記録簿の作成、情報共有等）。</u> ・ <u>職員の退職管理に関する公平委員会規則の運用徹底。</u> ・ 長期同一業務に従事する職員の定期的な人事異動の実施。	令和6年7月～ (R3.6月一部実施)

3 組織体制の見直し

① 組織体制の整備

組織内部での健全な牽制関係を構築するため内部統制体制を整備するとともに、第三者による入札監視等体制の構築を図り、適正な入札ができる体制を整備します。

事項名	取り組み内容	実施時期
入札制度の見直し及び 入札監視の体制強化	第三者からなる「入札監視等委員会」と庁内に「入札等委員会」（指名選考等も含む）を新設し、入札制度の見直し及び入札監視を実施。	令和３年１０月
	入札制度の見直しや入札監視の事務を行う「入札等委員会事務局」を新設。（「入札契約係」新設は、令和４年４月から実施。）	令和３年１０月

② 外部の技術支援等の活用と人材確保

外部の技術支援等を積極的に活用するとともに、技術職員不足を計画的に解消します。なお、技術職員を配置した専門部署等の新設及び工事の一元管理・発注については、今後の検討課題とします。

事項名	取り組み内容	実施時期
外部技術支援の活用と 技術職員の計画的な採用・配置	（一財）京都技術サポートセンター等の技術支援を積極的に活用。なお、技術職員の計画的な採用と関係部署への配置については継続して検討。	令和３年１０月